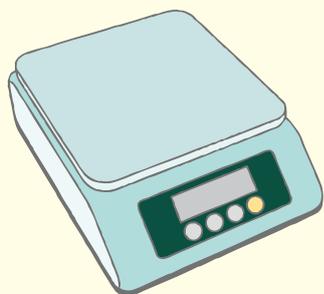
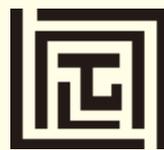


取引・証明には検定証印または基準適合証印が 付いている「はかり」を使用しましょう

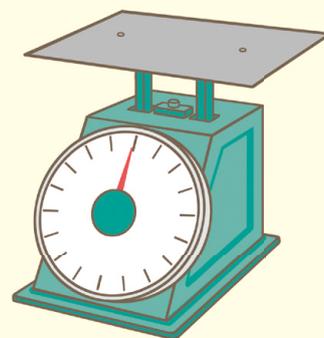
計量法では、取引・証明に使用する「はかり」には
2年に1度の定期検査が義務付けられています!



検定証印



基準適合証印



取引・証明に使用する「はかり」って具体的にはどういうもの?

- 商店やスーパーで重さをはかって商品を販売するために使用
- 工場で内容量を表記した袋に商品を詰めるために使用
- 病院、福祉施設、学校、幼稚園、保育園等で体重測定をして、健康診断書や母子手帳等にその数値を記載するために使用
- 医療機関や調剤薬局で薬の調剤のために使用
- 貴金属類やリサイクル品等の売買額算出のために使用
- その他、計量した重さで業務上の取引をしたり、はかった数値を証明するための「はかり」などです。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

買った後の「はかり」はそのままずっと使っているの?

- 検定証印等が付いている「はかり」でも、精度を確認するために2年に1度の定期検査を受けなければいけません。
- 定期検査は有料となります。料金は「はかり」の種類や性能によって変わります。
- 定期検査に合格すると、「定期検査済証印」のシールが貼られ、その後、継続して2年間は、その「はかり」を取引・証明に使用することができます。

うちの「はかり」に付いているこのマークは?



- このマークは「家庭用特定計量器」といって、キッチンスケールやヘルスマーター(体重計)に多く付いています。このマークが付いている「はかり」はあくまでも家庭用として使用する「はかり」であり、取引・証明に使用することができません。